

第2回 仁淀川流域住民の意見を聴く会

【佐川町会場】

議事録

平成 25 年 7 月 28 日（日）

15:00～17:00

佐川町総合文化センター

1. 開 会

○司会 定刻となりました。

本日は、週末の大変お忙しい中、ご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、佐川会場での第2回仁淀川流域住民の意見を聴く会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます国土交通省高知河川国道事務所総務課長の半田でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。受付でお渡ししました資料をご覧ください。茶封筒に入っております資料でございます。

まず、1枚目、A4の1枚紙で議事次第。それから、2つ目が、同じくA4の1枚紙で「仁淀川流域住民の意見を聴く会」の参加者の皆様へ開催にあたってのお願い」。それから、右肩、「資料-1」と表示しております「仁淀川水系河川整備計画【素案】に係る「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局及び高知県の考え方について」。右肩、「資料-2」と表示しております「仁淀川水系河川整備計画【修正素案】に関する説明資料」。それから冊子でございます、「仁淀川水系河川整備計画【修正素案】」。次に、カラー印刷でございます、「仁淀川ニュースレター」。そして、最後に、A4の1枚紙、意見記入用紙。

配布資料は以上です。

不足がございましたら、お近くの事務局スタッフまでお申し付けくださいますようお願いいたします。不足はございませんでしょうか？

次に、参加者の皆様へのお願いを申し上げます。

本日の会は公開で開催されております。本日頂いたご質問・ご意見につきましては、速

記録を作成しまして、後日、お名前を除いた形でホームページやニュースレター等で公表いたします。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。また、携帯電話は、電源を切っていたかどうか、マナーモードに設定していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、本日の会の進行についてご説明いたします。

本日は、まず最初に、事務局より河川整備計画【素案】等についてご説明をさせていただきます。その後、皆様からご意見・ご質問を頂くこととしております。全体で2時間を予定しており、長時間ではございますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。なお、後日、新たなご質問やご意見がある場合には、本日お手元に配布させていただきましたニュースレターのはがきの意見記入欄やメール等によりご意見・ご質問をお寄せいただきたいと思っております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして会を進めさせていただきます。

まず、開会にあたりまして、国土交通省高知河川国道事務所長の安達よりご挨拶申し上げます。

2. 挨拶

○安達所長 高知河川国道事務所所長の安達でございます。

本日は、お忙しい中、ご参加いただきまして、大変ありがとうございます。

また、日ごろは、清掃活動等、住民の皆様には、何かとご協力をいただいておりますことを重ねてこの場で御礼申し上げる次第でございます。

現在、一級水系仁淀川の河川管理者でございます四国地方整備局と高知県においては協働で仁淀川水系河川整備計画の策定に向け検討を進めてございます。

河川整備計画というものは、今後概ね30年間の具体的な河川整備の内容を示すものでございます。

検討を進めていくにあたりましては、やはり流域の方々のご意見を踏まえることが大切と考えております。今年の1月に第1回流域住民の意見を聴く会を開催させていただきました。今回が第2回ということになります。お手元の冊子に「仁淀川水系河川整備計画【修正素案】」とございます。第1回の会合では、かつこ書きが「【素案】」といった形でした。この【修正素案】というものは、【素案】に対して頂いたご意見を踏まえ作成したものでございます。本会は、この【修正素案】について皆様のご意見をお聴きするものでございます。第1回の会に参加されなかった方や、今回初めて仁淀川水系河川整備計画をご覧になるといった方もおられるかと思っております。本日は、そういった方も遠慮なくご発言いただけましたらと思っております。皆様方からの忌憚のないご意見を頂けることをお願い申しまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議 事

1) 仁淀川流域住民の意見を聴く会の進行について

○司会 では、お手元の「仁淀川流域住民の意見を聴く会」の参加者の皆様へ開催にあたってのお願い」をご覧ください。本日の会の開催目的や運営方法等について記載したのですが、これをただ今より読み上げさせていただきます。

「仁淀川流域住民の意見を聴く会」の参加者の皆様へ開催にあたってのお願い

1. はじめに

「仁淀川流域住民の意見を聴く会」は、仁淀川水系河川整備計画の策定にあたり、仁淀川水系河川整備計画【修正素案】に対し関係住民の方々から意見を聴くことを目的として国土交通省四国地方整備局及び高知県が開催するものです。

以後、仁淀川流域住民の意見を聴く会を“同会”と、同会の参加者を“参加者”と称します。

2. 参加の方法

参加者は、原則として仁淀川流域の市町村（高知市・土佐市・いの町・日高村・越知町・佐川町・仁淀川町）に在住の方とします。

3. 意見の表明

参加者は、時間の許す範囲内において同会の中で仁淀川水系河川整備計画に関する意見を表明することができます。

このとき、意見表明者の方は、お名前・お住まい（市町村名まで）をおっしゃった後に発言してください。

なお、匿名希望の場合は、その旨を表明したうえで、発言していただくことも可能です。

4. 他者の意見の尊重

参加者は、他の参加者の意見表明を尊重し、他の参加者の意見表明を妨げたり、誹謗中傷などを行わないようお願いします。

5. 進行秩序の確保

参加者は、同会を円滑に進めるため御協力をお願いします。又、会議の妨げとなるような行為は慎んで下さい。

なお、会議の秩序を乱したり、進行の妨げとなるような行為を行った場合には、事務局より退室をお願いすることがあります。

6. 個人情報の保護

個人情報保護の観点から、同会の運営・進行等で主催者が得た個人情報は、秘匿します。

7. 四国地方整備局及び高知県の責務

国土交通省四国地方整備局及び高知県は、同会の開催方針及び運営方針を決定し、開催及び運営の責任を持つものとします。

国土交通省四国地方整備局及び高知県は、同会で表明された意見を取りまとめ、仁淀川水系河川整備計画策定にできる限り反映します。

事務局：国土交通省四国地方整備局

高知県

以上のとおりです。会の運営等にご協力よろしくお願いたします。

それでは、議事次第の3の2)仁淀川水系河川整備計画策定についてと、3)仁淀川水系河川整備計画【修正素案】についての説明を事務局より一括して行います。

2) 仁淀川水系河川整備計画の策定について

○事務局（国交省） はじめまして。事務局の高知河川国道事務所副所長をしております高井でございます。本日は、よろしくお願いたします。

それでは、お手元の配布資料の資料-2に沿いまして仁淀川水系河川整備計画【修正素案】についてご説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

河川整備基本方針と河川整備計画の特徴

まず、河川整備基本方針でございます。基本方針は、長期的な河川整備の基本的な方針とか、あるいは、考え方を定めたものに対しまして、河川整備計画というのは、河川整備基本方針に沿って概ね20年～30年の具体的な河川整備の計画を定めたものでございます。

河川整備計画における段階的な整備の目標のイメージ図を表の下のほうにお示ししてございます。概ね20年～30年の河川整備計画を段階的に整備実施することによりまして基本方針レベルまで整備水準を上げていくといったようなイメージでございます。

【仁淀川水系河川整備計画】検討の進め方

次に、河川整備計画の検討の進め方でございます。

大きな流れとしまして、左のほうから、まず、基本方針を策定しまして、次に、整備計画【素案】を公表いたします。その後、整備計画の【修正素案】を公表しまして、整備計画の【案】を公表しまして、最終的に、整備計画の策定といった段階を経て策定をまいります。

現在の状況でございます。

現在、昨年12月に公表しました河川整備計画の【素案】に対して第1回の意見聴取会や、あるいは、パブリックコメントによりご意見を頂きまして、その意見を基に【修正素案】を作成いたしまして、7月12日に公表をしております。

本日の会議は、この【修正素案】に対する第2回目の皆様からのご意見をお伺いするものでございます。

【仁淀川水系河川整備計画策定に係る意見の聴取】

次に、意見の聴取でございます。

意見の聴取につきましては、河川法の第 16 条に基づきまして、学識経験者、あるいは、流域住民の方、あるいは、流域の市町村長のご意見を聴くことになってございます。

まず、流域学識者会議でございます。委員の先生は、仁淀川流域の現状とか、あるいは課題等を踏まえまして「治水」、「利水」、「環境」、「歴史文化」、「経済」等の各分野で 10 名の委員を選んでございます。

次に、仁淀川流域住民の意見を聴く会でございます。仁淀川流域および想定氾濫区域の市町村に住まわれている住民の皆様からご意見をお聴きするというところでございます。

次に、仁淀川流域市町村長の意見を聴く会でございますが、流域および想定氾濫区域の 7 つの市町村長のご意見をお聴きするというところでございます。

次に、パブリックコメントでございますが、流域の住民の方から意見を聴取するという手法でございます。整備計画の【素案】、また、整備計画の【修正素案】につきまして郵送あるいは F A X、ホームページ、電子メール等でご意見を募集いたします。

次に、情報の公開・共有でございます。ニュースレターの発行、ホームページの開設、事務所情報コーナーの開設等によりまして幅広い広報活動を実施し、情報の公開・共有に努めております。

■河川整備計画に関する広報について

次に、河川整備計画に関する広報ですが、流域市町村を対象に新聞折込や関係自治体等にニュースレターを配布し、幅広く意見を聴取しております。

ニュースレターの発行につきましては、平成 25 年の 1 月に第 1 号を、それから、25 年の 7 月、今月、ニュースレターの第 2 号を発行してございます。

そして、公表資料でございますが、仁淀川水系河川整備計画のホームページに掲載してございます。また、国土交通省、高知県、それから、関係自治体に閲覧場所を設置しまして資料の公表を現在行っております。

■様々な方々からの意見を聴く会（第 1 回）の実施結果

第 1 回の意見聴取会でございます。

仁淀川流域学識者会議につきましては、平成 25 年 1 月 22 日に高知共済会館で開催いたしております。

それから、仁淀川流域住民の意見を聴く会につきましては、25 年の 1 月 26 日から 27 日にかけて、日高村、佐川町、土佐市の 3 会場にて開催いたしてございまして、44 名の参加がございました。

それから、仁淀川流域市町村長の意見を聴く会につきましては、平成 25 年の 2 月の 7 日に日高村で開催いたしてございます。

■意見を聴く会の実施状況

これは、第 1 回意見聴取会の実施状況の写真でございます。

■ご意見の整理について

頂いたご意見の整理でございます。

会議録あるいはパブリックコメントで頂いたご意見を事務局のほうで整理・要約してございます。

それから、同様のご意見と判断したものにつきましては、テーマごとに分類しまして、四国地方整備局および高知県の考え方を示し、【修正素案】への反映内容を示しております。

■各会場のご意見数

各会場でのご意見数ですが、仁淀川流域学識者会議では32件の、それから、仁淀川流域住民の意見を聴く会では3会場で合わせて53件、それと、仁淀川流域市町村長の意見を聴く会では29件の合計114件の河川整備計画【素案】に関するご意見を頂いております。

■パブリックコメントによるご意見提出数

次に、パブリックコメントによるご意見数ですが、はがき、電子メール、意見記入用紙、FAX等にて合わせて257件のご意見を頂いております。第1回意見聴取会でのご意見も含めまして合計371件ものご意見を頂いております。

■分類別ご意見数

これらのご意見の内容を分類分けした結果でございます。

大きく、河川整備計画【素案】に関するご意見が351件、それから、仁淀川全般に関するご意見や質問等が20件ございました。

河川整備計画【素案】に関するご意見のうち、治水に関するご意見が194件、環境に関するご意見が70件、管理に関するご意見が67件ございました。

■ご意見・ご質問のテーマ分類

先程の分類別ご意見をさらに細かく分けまして、事務局のほうでテーマを付けて分類してございます。全部で38テーマに分けて分類をいたしております。

3) 仁淀川水系河川整備計画【修正素案】について

○事務局（国交省） それでは、仁淀川水系河川整備計画【修正素案】について説明させていただきます。

まず最初に、仁淀川の概要につきまして簡単にご説明します。次に、【素案】に対する第1回意見聴取会およびパブリックコメントで頂きましたご意見・ご質問を踏まえ【修正素案】で反映した事項についてご説明いたします。次に、高知県管理区間の追加河川についてご説明いたします。

修正箇所につきましては、アンダーラインや見え消しで表記してございます。

仁淀川の概要

■流域の概要

まず、仁淀川の流域の概要でございます。

愛媛県、高知県の2県にまたがっております。流域面積が1,560km²。四国では、吉野川、渡川に次ぐ3番目に大きな河川でございます。

源流は愛媛県に位置します西日本最高峰の石鎚山。幹川流路延長は 124km となっております。

■地形

流域の地形でございますけど、上流域は面河溪谷のV字谷に代表されるような非常に峻峻な地形でございます。

中流域も山地で構成されております。

下流域は、日下川、宇治川、波介川に見られるように、東西から支川が合流しております、これらの支川沿いに平野が形成されているということでございます。これらの平野は、仁淀川から離れるほど低い地形になっておりまして、慢性的な水害に悩まされた歴史がございます。

■気象

気象でございます。

流域の降水量は約 2,500mm と。全国有数の多雨地帯でございます。年間降雨の約 4 割が台風期の 7 月から 9 月に降りまして、また、中流域から下流域にかけて非常にたくさんの雨が降るといった特徴がございます。

■人口

流域の人口は、昭和 40 年代は約 14 万人ほどでしたが、平成 22 年には 10 万人を割り込んでございます。特に、上流域の町村は半減しているような状況でございます。

■土地利用等

流域の土地利用ですが、大半が森林となっております。平地は上流・中流域の盆地または下流の支川沿いに広がっておりまして、多くは農地として利用されております。

■産業

産業は農林業が主体で、下流域では古くから製紙業が盛んで、電解コンデンサ用セパレータの世界シェア 70%を占める企業もございます。

【修正素案】に反映事項

続きまして、仁淀川水系河川整備計画【素案】に対して頂いたご意見・ご質問を踏まえ【修正素案】に反映した事項をご説明いたします。

河川整備の基本理念

まず、河川整備の基本理念に関するご意見としましてここがございますように多くの意見を頂いております。要約いたしますと、清流仁淀川が全国的な注目を受けていることを踏まえ、仁淀川の素晴らしさをもっともっとアピールできる文言を入れるべきではないかといった意見。

また、「里山の原風景を残す」「川と関わる伝統的な生活文化の継承」「河道／川岸を自然に近い状態で残す」「豊かな生態系を保全する」といった内容を踏まえ整備計画を策定していただきたいといった以上のようなご意見と考えております。

対応といたしましては、ご意見を参考に、日本を代表する清流仁淀川の特徴を盛り込ん

だ基本理念に修正いたしております。

目標

次に、目標に関するご意見としまして、仁淀川の何を守るべきかということをもう少し明確にあったほうがいいのではないかといったご意見を頂いております。

対応につきましては、ご意見を参考に、基本理念を修正いたしております。

水質

次に、水質に関するご意見としまして、流域住民の方に水質問題の理解を得るためには、広報誌やホームページで仁淀川の良さを随所に盛り込んでいくことが重要であると。

また、「奇跡の川」とか「宝」といったことは身近な人にとってなかなか意識が持ちにくいので、他の河川との比較をすることで、地元の方もあらためて仁淀川の良さを理解できると思うといったご意見を頂いております。

対応としましては、ご意見を参考に、基本理念を修正いたしております。

補足としまして、国および高知県共に、今後においても、仁淀川の水質の良さを広報誌やホームページ等を活用して発信してまいりたいというふうに考えております。

【修正結果】

修正結果でございます。

【修正素案】の 98 ページより、「河川整備の基本理念」の仁淀川水系河川整備計画の基本理念のところ、「清流・安全・親しみやすい川づくり」というふうに修正いたしております。

同じく【修正素案】の 98 ページの「豊かな水量と高い透明度を有する清流仁淀川の保全」の 2 段落目に「全国有数の清流を育てている」という内容を追記しております。

また、3 段落目でございますが、「動植物を育む豊かな清流を活かす川づくりを目指す」という内容に追記・修正いたしております。

同じく【修正素案】98 ページでございます。「豊かな自然とふれあうことができる川づくり」の 1 段落目に「豊かな自然に人々が魅せられ、地域住民や県内外からの」というふうに修正しております。

また、2 段落目に「誰からも愛され伝えられる豊かな川づくりを推進する」という内容を追記・修正いたしております。

治水対策の目標

続きまして、治水対策の目標に関するご意見としまして、高知県管理区間の支川において、治水安全度の表現をもっと前向きな表現で記載してほしいといった意見。

また、高知県管理区間の波介川で、「一定の安全度が確保されている」と書かれているが、被害が起きないという誤解を招く表現になるのではないかといった意見がございました。

対応につきましては、ご意見を参考に、波介川については、さらなる浸水被害低減に向けた対策が必要であることから、【修正素案】でその旨を記載いたしました。

また、課題として流下能力の向上が必要である旨、治水安全度向上に向けて取り組む旨

を記載いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の47ページでございます。「2-1-3 治水の現状と課題」の「i) 波介川」の1段落目に「一定の治水安全度が確保されているものの、さらなる浸水被害の低減のために、流下能力の向上に向けた対策を行う必要がある。また、」という内容を追記・修正いたしております。

同じく【修正素案】の114ページより、「3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の「i) 波介川」の1段落目の下のほうに「一定の治水安全度が確保されているが、浸水被害軽減のため、さらなる治水安全度の向上に向けて取り組んでいく」という内容を追記いたしました。

支川の改修

次に、支川の改修に関するご意見として数多くのご意見を頂いておりますが、要約をしますと、柳瀬川の合流点付近の浸水被害に対して、柳瀬川の早期改修と仁淀川の改修を実施してほしいというご意見と考えております。

対応といたしまして、柳瀬川流域では、本川からの背水被害の課題があることは認識しております。しかし、柳瀬川の流下能力は極めて低く、それによる浸水被害も多発していることから、当面は柳瀬川の流下能力の改善を図る必要があると考えております。

なお、仁淀川の背水の影響については地域の課題であることから、将来的に対応が必要であることを踏まえ現状の課題としてその旨を記載いたしました。

【修正結果】

【修正素案】のほうに「2-1-2 治水事業の沿革」、「7) 柳瀬川」の第1段落目に「柳瀬川は、川幅が狭小で流下断面が不足していることや、下流部に広がる平地は地盤高が低く、仁淀川の背水による影響を受けやすい」という内容を追記・修正いたしました。

また、3段落目に「柳瀬川本川、支川春日川、斗賀野川、西山川等の延長35.8kmが整備されたが、下流部で未改修となっていることから浸水被害が未だに頻発しており、越知町から佐川町にかけての広大な農地等が被害を受けている」という内容を追記いたしました。

【修正素案】の49ページでございます。「2-1-3 治水の現状と課題」の「⑦柳瀬川」の第1段落目に「河道の流下断面が著しく不足していることから」という内容を追記いたしました。

護岸整備

次に、護岸整備に関するご意見としまして、中の谷川および南の谷川の護岸整備の要望。

また、南の谷川ポンプ場付近の改善をお願いしたいという意見がございました。

対応といたしまして、南の谷川は改修済みですが、支川の中の谷川については未改修箇所が残っていることから、【修正素案】に追加いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の31ページより、「2-1-2 治水事業の沿革」、「(7) 支川【高知県管

理区間】の対策」に「4) 中の谷川」を追加いたしました。

同じく【修正素案】の48ページより、「2-1-3 治水の現状と課題」、「5) 支川【高知県管理区間】」に「④中の谷川」を追加いたしました。

同じく【修正素案】の117ページより、「3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の「(5) 支川【高知県管理区間】」の「1) 洪水を安全に流下させるための対応」に「④中の谷川」を追加いたしました。

同じく【修正素案】の144ページの「4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」、(5)の「支川【高知県管理区間】」に「④中の谷川」を追加いたしました。

また、同じページに整備箇所を示した平面図も追加してございます。

浸透対策

次に、浸透対策に関するご意見としまして、地下水に影響が出ないような浸透対策をお願いしたいといったご意見を頂いております。

対応につきましては、浸透対策を実施する際は、現地の状況、地下水への影響、対策効果や経済性等を総合的に評価して最適な工法を検討してまいりますので、その旨を記載いたしました。

【修正結果】

【修正素案】128ページより、「4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(1) 仁淀川」、「4) 浸透対策」の2段落目に「なお、浸透対策を実施する際は、現地の状況、地下水への影響、対策効果や経済性等を総合的に評価して最適の工法を検討する」という内容を追記いたしました。

河道整備における配慮事項

次に、河道整備における配慮事項に関するご意見としていくつかご意見を頂いておりますが、要約いたしますと、高知県管理の支川改修について、貴重種等の動植物の生息環境に配慮してほしいというご意見と考えております。

対応につきましては、ご意見を参考に、環境に配慮した計画となるよう、「河川整備の実施に関する事項」に記載いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の133ページより、「4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(5) 支川【高知県管理区間】」の「②波介川」、「i) 火渡川」の2段落目に環境配慮事項を追記いたしました。また、整備イメージ図も環境配慮を踏まえ修正いたしました。

同じく【修正素案】の135ページでございますが、同じくii)の「長池川」につきましても、2段落目に環境配慮事項を追記いたしました。また、整備イメージ図も環境配慮を踏まえ修正いたしました。

【修正素案】の141ページでございます。同じく「③奥田川」につきましても、2段落

目に環境配慮事項を追記と、また、整備イメージ図も環境配慮を踏まえ修正いたしております。

【修正素案】の146ページの「⑤日下川」でございます。こちらについても、同じように2段落目に環境配慮事項を追記しました。また、整備イメージ図につきましても環境配慮を踏まえ修正いたしております。

【修正素案】の149ページの「⑥柳瀬川」でございます。こちらにつきましても、同じように2段落目に環境配慮事項を追記いたしました。また、整備イメージ図も環境配慮を踏まえ修正いたしました。

親水箇所の整備

次に、親水箇所の整備に関するご意見としまして、加田地区に人が憩えるような親水公園を整備してほしいと。

また、加田河川敷のキャンプ場を整備してほしいといったご意見を頂きました。

対応につきましては、加田地区については、今回の河川整備計画において堤防整備を行うこととしております。なお、ご意見を参考に、空間利用のさらなる向上の観点から修正いたしました。

また、親水公園等につきましては、関係自治体等と調整を図り検討をしてみたいと考えております。

【修正結果】

【修正素案】の123ページ、「4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(1) 仁淀川」の「①堤防の整備」の堤防整備イメージ図に整備の説明内容としまして「なお、河道掘削は空間利用の更なる向上や洪水時における本川の水位低下及びそれに伴う支川の排水能力向上の観点を踏まえ、関係自治体と調整しながら一部破線での掘削を行う」という内容を追加いたしました。

親水箇所の整備

次に、親水箇所の整備に関するご意見としていくつかご意見を頂いておりますが、要約いたしますと、神母樋門上流の仁淀川右岸付近に親水公園等の整備をお願いしたい。

また、江尻堤防付近の椿の保全をお願いしたいといったご意見と考えております。

対応につきましては、ご意見を参考に、神母樋門上流（江尻地区）の空間利用について記載いたしました。

また、親水公園につきましては、関係自治体等と調整を図り検討してみたいというふうに考えております。

なお、補足としまして、椿につきましては、流水の支障や維持管理上の妨げにならない限り、極力残してみたいと考えております。

【修正結果】

【修正素案】の155ページの「4-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項」の「(3) 河川空間の利用」の1段落目に「江尻箇所等において」を追記いたしております。

それと、「歴史的特色等を活かした整備をはじめ」という事項も追記いたしております。

瀬淵の創出

続きまして、瀬淵の創出に関するご意見としまして、高知県管理区間の上流域の瀬や淵の創出の要望がございました。

対応につきましては、ご意見を参考に、国管理区間だけでなく県管理区間や支川も含め、瀬や淵の保全に取り組むこととし、修正いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の152ページでございます。「4-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項」の「1）レキ河原等の保全」の1段落目の「仁淀川の国管理区間」の「国管理区間」は削除いたしております。

また、2段落目の「このため、国及び県は」という内容を追記いたしました。

施設維持管理

続きまして、施設の維持管理に関するご意見としまして、奥田川の排水ポンプ場の維持管理についてのご要望がございました。

対応としまして、県管理の奥田川排水機場については現在、修繕を実施しております。

ご意見を参考に、県管理施設の維持管理について記載いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の162ページでございます。「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(1) 河川の維持管理」、「5) 施設の維持管理」に高知県の施設維持管理に関する内容を追記いたしました。

土砂管理

次に、土砂管理に関するご意見としましていくつかご意見を頂いておりますが、要約いたしますと、土砂収支を把握するための調査研究、また、土砂管理に対する対策検討を行ってほしいといったご意見と考えております。

対応につきましては、これまでも土砂管理について検討をしておりますが、現状では、定性的な評価にとどまっております。このような状況の中で具体的な対策を行うことは困難と考えており、今後、河道および河口砂州、海岸汀線の変化状況やダム堆砂状況等の把握を行い、適正な土砂管理を検討してまいりますので、その旨を記載いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の43ページより、「2-1-3 治水の現状と課題」、「1) 仁淀川」、「⑥ 土砂管理への対応」の2段落目に「また、仁淀川の河口は、太平洋側からの波浪を受け、沿岸漂砂の堆積と河川流出土砂の堆積により砂州が発達し、古くから河口閉塞が発生している。近年でも河口閉塞が発生しており、アユ等の魚類の遡上・降下に対する移動障害や、仁淀川本川の堰上げによる新堀川、波介川の排水不良が懸念される」という内容を追記いたしました。

また、4段落目に「桐見ダムの堆砂量は計画より増加している状況であるため」という

内容を追記・修正しております。

また、5段落目に「河口砂州及び」という内容を追記いたしております。

【修正素案】の62ページでございます。「2-1-3 治水の現状と課題」の「(3) ダム管理」に「2) 洪水調節【高知県管理区間】」、「①桐見ダム」を追加いたしました。

また、【修正素案】の63ページでございます。「(3) ダム管理」に「4) 貯水池管理【高知県管理区間】」、「①桐見ダム」を追加いたしました。

【修正素案】の111ページより、「3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の「9) ダム管理」の2段落目に「また、定期的なダム堆砂量の状況を調査するとともに」という内容を追記いたしました。

それから、「10) 総合的な土砂管理」の1段落目に「河道掘削箇所での土砂の再堆積、樹林化等の進行、河口砂州の閉塞」という内容を追記いたしました。

それから、【修正素案】119ページでございます。「3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の「(5) 支川【高知県管理区間】」に「2) ダム管理」を追加いたしました。

同じく【修正素案】の156ページより、「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(1) 河川の維持管理」の「1) 河道の維持管理」の1段落目に「局所洗掘の発生箇所や土砂の再堆積が懸念される箇所等について、重点的に河川巡視やモニタリングを実施する」という内容を追記いたしております。

【修正素案】の167ページでございます。「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に「(3) ダムの維持管理【高知県管理区間】」、「1) 桐見ダム」を追加いたしました。

それから、【修正素案】の174ページの「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」、「(6) 総合的な土砂管理」の1段落目に「仁淀川の土砂動態については、大きな問題は生じていないが、上中流部でのダムの堆砂、下流部の局所洗掘や河道掘削実施箇所での再堆積等の河床変動、河口閉塞の発生、高知海岸の浸食等の課題がある。このため、」という内容を追記いたしました。

大規模地震に伴う河道閉塞

次に、大規模地震に伴う河道閉塞に関するご意見としまして、大規模地震に伴う河道閉塞発生時の対応・対策の記載をお願いしたいというご意見を頂きました。

ご意見を参考に、危機管理対策として大規模地震等による河道閉塞（天然ダム）の対応を追記いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の64ページでございます。「2-1-3 治水の現状と課題」、「(4) 浸水被害軽減策及び危機管理への対応」の1段落目に「さらに、山腹崩壊により河川に天然ダムが発生した場合への早急な対応・対策を目的とした訓練も必要である」という内容を追記いたしております。

同じく【修正素案】の111ページより、「3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の「(1) 仁淀川」、「8) 浸水被害軽減策及び危機管理への対応」の2段落目に「さらに、山腹崩壊等により河川に天然ダムが発生した場合は、甚大な被害につながるおそれもあるため、早急な対策を行うことにより被害軽減を図る」という内容を追記いたしました。

同じく【修正素案】の169ページでございます。「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(4) 浸水被害軽減策及び危機管理体制」、「2) 地震及び洪水・津波への対応」の3段落目に「大規模地震による津波災害や山腹崩壊による河川への天然ダムの発生を想定し、対策工法の検討や、資機材の調達方法を含む」という内容を追記・修正いたしております。

その他意見

次に、その他に関するご意見としまして、仁淀川を対象としたさまざまな計画が策定、または、策定されようとしているのか、また、本整備計画とはどのような関係にあるのか整理してはどうかというご意見を頂いております。

対応につきましては、ご意見を参考に、仁淀川水系を対象とした各種計画を追記いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の108ページの「3-3 河川整備計画の対象期間等」の3段落目に「なお、本整備計画は、仁淀川水系に関連する各種計画と整合を図りながら実施するものとする」という内容を追記いたしました。

また、同じページの表-3.3.1に「仁淀川水系に関する各種計画」を追加いたしました。

追加河川について（高知県管理区間）

続きまして、追加河川のほうですけど、これにつきましては、高知県のほうから説明を申し上げます。

○事務局（高知県） 県土木部河川課の補佐、竹崎です。

私のほうからは、【修正素案】で追加しました県管理区間の4つの河川の説明をいたします。

追加しました河川は、土佐市を流れます『新堀川』、『末光川』、『渡し上り川』、いの町を流れます『中の谷川』です。

座りまして整備内容等を説明させていただきます。

新堀川

まず、【修正素案】28・47ページに記載してございます新堀川です。

■現状と課題

新堀川は、仁淀川支川のうち最も下流で本川に合流する河川で、低平地を流れる河川であることから、河床勾配が極めて緩うございます。仁淀川の背水の影響を強く受けるという特徴がございます。

治水事業は、昭和 51 年から下流部で局部改良事業を着手しまして、昭和 52 年には内水対策として新居排水機場を整備しました。この排水機場は、平成 4 年にはポンプ増設され、その後、平成 17 年から排水機場は国管理となりまして、改良工事等を実施してございます。

課題は、上流部に未改修区間があるため、下流部と同程度の治水安全度を確保する必要があるとしてございます。

■目標

次に、【修正素案】の 114 ページ。下のほう、流量配分図も見ていただきます。

新堀川の目標は、年超過確率 1 / 5 規模の洪水を対象とし、仁淀川合流地点における河道整備流量は $55\text{m}^3/\text{s}$ です。この流量を安全に流下させるため、河道整備等の治水事業を計画的に実施し、氾濫による浸水被害の発生を防止します。

■実施内容

【修正素案】131 ページです。実施内容です。

実施内容は、流下断面の不足する区間において河道掘削等を実施し、必要な流下断面を確保します。

整備イメージの横断図に緑色で示しております、これ、河口から 2.1km 付近の標準的な断面です。川岸には護岸を設けず、約 2 割勾配の土の堤防とします。

また、整備にあたっては、水際への捨石の配置や、自然石を帯状に配置し縦断方向に流況・水量を変化させる等、水生生物の生息環境の保全に努めます。

波介川支川 末光川、渡し上り川

波介川支川、末光川、渡し上り川です。【修正素案】には 29 ページ、47 ページに記載してございます。

■現状と課題

波介川支川のこれら 2 つの河川は、波介川本川に比べて流下能力が低くなっております。

末光川は、平成 4 年に局部改良事業に着手したものの、整備には至っておりません。

渡し上り川は、平成 7 年に事業の採択を受け、整備を実施してございます。

両河川とも流下能力が低いことから、平成 16 年、17 年に浸水被害が発生してございます。

課題は、波介川と同程度の治水安全度を確保する必要があるとしてございます。

■目標

次に、【修正素案】の 116 ページです。末光川と渡し上り川の目標でございます。下のほう、流量配分図も見ていただきます。

両河川とも、波介川と同程度の年超過確率 1 / 3 規模の洪水を対象とし、最下流部の波介川合流点における河道整備流量は両河川とも $20\text{m}^3/\text{s}$ でございます。この流量を安全に流下させるため、河道整備等の治水事業を計画的に実施し、氾濫による浸水被害の発生を防止いたします。

■実施内容

実施内容でございます。【修正素案】137 ページ、139 ページでございます。

実施内容は、流下断面の不足する区間において河道掘削等を実施し、必要な流下断面を確保します。

下のほう、整備イメージの横断図、緑色で示しております。河口から 0.5km 付近の標準的な断面ですけれども、川岸には護岸を設けず、約 2 割勾配の土の堤防といたします。

また、整備にあたっては、水際への捨石の配置や、自然石を帯状に配置し縦断方向に流況を変化させる等、水生生物の生息環境の保全に努めます。

中の谷川

最後に、【修正素案】 31 ページ、48 ページに記載しています中の谷川です。

■現状と課題

中の谷川は、いの町大内地区で仁淀川に合流します南の谷川の支川でございます。低奥型の地形で河床勾配が極めて緩い。仁淀川の背水の影響を強く受けます。

中の谷川は、昭和 54 年から局部改良事業に着手しており、下流の 240m および上流の 320m の改修が完了しています。

内水対策として昭和 55 年に国により南の谷排水機場が整備されています。

課題は、中流部に未改修区間があるため、下流部と同程度の流下能力を確保する必要があるとしてございます。

■目標

次に、【修正素案】 117 ページです。中の谷川の目標でございます。

中の谷川は、年超過確率 1 / 5 規模の洪水を対象とし、最下流部の南の谷川合流地点における河道整備流量 43m³/s でございます。この流量を安全に流下させるため、河道整備等の治水事業を計画的に実施し、氾濫による浸水被害の発生を防止いたします。

■実施内容

【修正素案】の 144 ページ。実施内容でございます。

実施内容は、流下断面の不足する区間において河道掘削等を実施し、必要な流下断面を確保いたします。

整備イメージ、下のほう、横断図でございます。緑色で着色して示しておりますのが河口から 0.7km 付近の標準的な断面でございます。中の谷川は、流速の関係もありまして、5 分ムの護岸工としてございます。

また、整備にあたっては、河床に現況と同様の滞筋を設ける、水際への捨石の配置や、自然石を帯状に配置し縦断方向に流況を変化させる等、水生生物の生息環境の保全に努めてまいります。

高知県管理区間における追加河川の説明は以上でございます。

【修正素案】に対します事務局からの説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

4) 質疑・応答

○司会 ここからは、皆さまよりご意見・ご質問を頂くこととなります。

ご質問・ご意見を頂くに際しましては、お願いがございます。

まず、発言される前には挙手をお願いいたします。そうしましたら、司会の私からご指名をさせていただきます。係の者がマイクをお持ちいたします。マイクがお手元に届きましたら、居住地の市町村名とお名前をおっしゃっていただいて発言をお願いいたします。お住まいやお名前につきましては、流域のどこの方のご意見かを特定するために使わせていただきます。ホームページやニュースレター等に公表する際には、お名前を除いた形で公表いたします。それから、発言は速記録を取っておりますので、マイクを通してのご発言をお願いいたします。円滑な議事進行のためにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ご質問・ご意見をお受けしたいと思っております。ご質問・ご意見があります方は、挙手をお願いいたします。

はい、では、マイクをご準備いたします。

よろしくお願いいたします。

○質問者1 佐川町の●という者です。

今、仁淀川流域の住民の意見を聴く会というのを第2回目ということで実施されておりますが、この計画が確定するのはいつごろになるのか、そして、その確定した計画を実施するのは何年ごろから実施するか、そして、それには莫大な予算が必要であります、優先順位を付けて実施するのかどうかお伺いしたいと思います。

○司会 はい、それでは、事務局、回答をお願いいたします。

○事務局（国交省） はい。

高知河川国道事務所です。

まず1点目、今回の仁淀川水系河川整備計画の策定期間ですが、今回、第2回目の意見を伺う会です。皆さまのご意見を取りまとめ、「仁淀川水系河川整備計画【案】」というものを策定して参ります。それを高知県知事にご意見を伺った後、整備計画の策定となります。目標としましては今年度中に策定を目指しております。

続きまして、2つ目のご質問は、策定後いつからその整備に着手していくのかということですが、現在、今回の整備計画の中にも、順次整備をしている部分もありますので、「いつか？」と言われてますと、鋭意整備をしていくということでございます。

続きまして、3点目の優先順位につきましては、やはり河川の改修の進め方としては、治水安全度の上下流バランスを考慮して整備をする必要がございますので、そういったことも考慮しながら優先順位を付けて整備を進めていければと考えております。

以上でよろしいでしょうか？

○質問者1 特に仁淀川の支流にあります柳瀬川の改修ですが、これは、特に佐川町の場合は、市坂というところまで、旧佐川町で終わっておりまして、それから下、いわゆ

る黒岩・越知町の仁淀川への合流地点までの計画というか、その実施されてないわけで、工事が、これがいつごろからやっていただけるか、そのあたりも分かっておればお願いしたいと思います。

○事務局（高知県） 柳瀬川の改修の関係でございますので県のほうからお答えをしたいと思います。

柳瀬川の事業につきましては、現在、事業を休止ということでございます。この事業の再開に向けまして整備計画にも位置付けをして現在、取り組みを進めておるところでございます。1日でも早く再開できるよう取り組みを進めてございます。

以上でございます。

○司会 はい、それでは、ほかにご意見。

はい。

マイクをお願いいたします。

お願いいたします。

○質問者2 佐川町の●と申しますが。

今、●さんのほうから柳瀬川の河川改修をお願いしたいということで出ておりますけども、私も同じでございますけども、それで、至急お願いしたいということは、最近、よく越知町でドクターヘリが、これは町民会館のグラウンドでございましょうか、こちらに頻繁にドクターヘリが降りてきておりまして、びっくりするくらいこんなに病人が出るのかと、緊急の病人が出るのかと。平時でそれでございますので、柳瀬川が氾濫しますと、こちらのほうでは修正のほうで下線を引いていただいて「下流部で未改修となっていることから浸水被害がいまだに頻発しており、越知町から佐川町にかけての広大な農地等が被害を受けている」と。「農地」と書いてございますけども、もちろん農地も大変な被害を受けておりますが、道路が冠水しまして、まず緊急車両が洪水のときは遮断されて、5つぐらいの集落が孤立するというところでございますね。それで、私が住んでおりますのは場所ケ内という部落でございますが、これは佐川町で最大の高齢化率で60%でございます。もう病人ばかりがおりまして、本当にそういうときはどうしようかということで大変住民の間でもいろいろ話し合っておりますけども、そういうことで、ぜひ、農地のみならず、そういう生活が脅かされるということも考慮をいただきまして、柳瀬川の河川改修をぜひ早急をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○司会 では、事務局、お願いいたします。

○事務局（高知県） 道路が冠水して孤立するという状況は県のほうもしっかり押さえてございます。

1点、見ていただきたいのが、修正素案の附図のほうの一番最後のページに柳瀬川的主要地点の横断図が出てございます。修正素案、この本の一番最後の「附図-37」と下へ書いてあるところ。この横断図は、柳瀬川の1.5km付近の横断図でございます。川幅が計画では82m必要だと。下のほうの黒い線が現況の河川になりますけど、現況の河川幅というのは

は約半分ぐらい、40m ぐらいしかないんです。やはりこの流下能力を確保して能力を上げてあげる、この対策が必要だということでございます。再開に向けまして鋭意取り組みを進めさせていただきます。

○司会 では、ほかのご質問・ご意見ございませんでしょうか？

はい、マイクをご準備いたします。

よろしくお願いたします。

○質問者 3 日高村の●です。

先程説明いただいた土砂管理に関連してですが、修正素案のページでいけば 104 ページ、高知県管理区間の井峰川それから妹背川、いずれもつい最近、井峰川は一昨年になりましたか、妹背川は今年でしたか、土砂の何をやっていただきました。ところが、これも地域住民から日高村が開催しています自治会長会とかそういう会合で村へ向けて要請し、そして県へ伝わって実施されたというふうなこういう経緯があるわけです。定期的な管理区間のいわゆる観察とか、そういう実態調査をやった上でやっていただけないものか。すでに先にやられた井峰川については、また再びアシが生い茂るというか、そういう状況を聞いていますし、それから、この井峰川に関してやられて大変私どもが不思議に思ったのは、井峰川が土砂が流れて日下川に押し出している。ところが、先にやった井峰川の方だけしかやらない。日下川に押し出した分はまた村に言って行ってあらためて取りかかると。なぜ井峰川と日下川を一連の事業としてやらないのかなと、そういう不思議な感じを持ったわけですが。井峰川は井峰川の方としてやる、日下川の方は日下川の方としてやる、そんなしゃくし定規な取り組みしかできないのかなとそんな感を抱きながら思ったわけですが、そこらあたり、どうなっているのか。

○司会 はい、それでは、事務局、回答お願いたします。

○事務局（高知県） まず、県管理区間の維持管理、掘削等の話でございますので、まず整備計画上どういう位置付けになっているかというのをまず説明します。

この修正素案の 156 ページを見ていただきたいと思います。156 ページ、「河川の維持の目的、種類及び施行の場所」で、下のほうに（1）で「河川の維持管理」、そして、1）で「河道の維持管理」というところがございます。この最下段のほう、「高知県管理区間では、河道については、流下断面の維持及び局所洗掘等による災害の発生の防止の観点から、関係機関と連携を図りながら、河道の整正や樹木伐採等」この「等」に掘削等も含まれておりまして、「適切な維持管理を実施する」ところ整備計画上は位置付けてございます。

先程ご意見頂きました具体の箇所につきまして、現地の状況を確認・調査させていただきたいと思えます。で、治水上支障のある堆積でありましたら、撤去する、掘削する等の対応を検討させていただきます。

○司会 はい、お願いたします。

○質問者 3 資料－1 の一番最後の 30 ページ。前回、私が意見を述べて、四国地方整備局及び高知県の考え方として、「具体的な地下水利用への影響が生じたことが明らかであれば

調査および対策の検討が必要であると考えますが、現況では調査の予定はございません」と。地下水の利用というのではなくて、いわゆる地下水の流れが変わったために、ある家屋なんかは、家の下をどんどん今までは流れてなかったのが、地下水が流れて、家の雨戸なんかはレールから外れるというんですかね、そういう状況が起きて、具体的に日高村の場合、固定資産評価なんかは評価替えしなければいけないというふうな事態が生じているわけなんです。だから、具体的な事実に基づいてあるわけですので、「あれば」、「考えられれば」ではなくて、具体的な事実に基づいた対応を求めたいと思います。

○司会 事務局、回答をお願いいたします。

○事務局（高知県） この「地下水利用への影響」というのは、地下水をくみ上げている方等への影響も含めて書いた記述でございます。それで、個別の箇所の地下水の流れが変わったことによって建物等へ影響するという話でございますので、これも調査させていただいて、対応を検討させていただきたいと思います。

○司会 はい。

では、マイクを一番前の方。

はい、お願いいたします。

○質問者 4 佐川町の●と申します。

大規模地震に伴う河道閉塞の件ですが、修正素案で赤い線で3カ所ほど、64ページと111ページと169ページに追加されていると思うんですけど、「天然ダムが発生した場合、早急な対応・対策を目的とした訓練が必要」とか、「甚大な被害につながるおそれもあるため、早急な対策を行うことにより被害軽減を図る」、「天然ダムの発生を想定し、対策工法の検討や、資機材の調達方法を含む訓練」となっていますけれども、具体的にはどういうことを考えておられるんですかね？「被害の軽減を図る」とか文章ではいろいろ書かれていますけど、資材を整備するとか調達方法とか。大地震のときに、起こってからそんなことができるのかどうか。どんなことを具体的に考えられておられるかお聞きしたい。

○司会 はい、それでは、事務局、回答をお願いいたします。

○事務局（国交省） 高知河川国道事務所です。

具体的に、実際に日高村の仁淀川沿いで山腹崩壊が過去にも起こったということも伺っております。そういった中で、平成23年1月に流域の市町村並びに、関係機関に集まっていただいて、山腹崩壊による河道閉塞が発生した場合のシミュレーション訓練等をして、氾濫が起こった場合の被害想定等を実施した事例もございます。

文中に「資機材等の配備」とありますが、実際被害が発生した場合、どこから備蓄資材を持ってくるかなど、事前に想定することも訓練の一つになろうかと考えております。そういったことを積み重ねて、実際に被害が発生した場合に迅速に対応できるよう日ごろから努力していきたいと考えております。

○質問者 4 ちょっと言われてることが当初の質問というんですか意見を言ったこととずれたような話になつとると思うんですけど、河道閉塞っていうことで、越知町の下流のほ

うなんですけど、仁淀川の、その 300 年ほど前の地震が起きて河道閉塞を起こして、たくさんの農地やら道路やら公園やら民家やらが浸かったというようなことがあって、さらに大規模な地震が起きたときに、再度崩壊したときどうするんですかと。そのためには、導水路なんかを整備しとく必要があるんじゃないですかということを前回ご質問させていただきました。それで、ここにも私が言ったやつが 330 番で中山間地域の河道閉塞も考えてほしいということを書いて、それに対するこちらの赤い文字が出ていると僕は理解したんですけど、どうも今の説明聞くと、その説明じゃないような感じがするんですけど、これ、県の管理区域らしいですけど、国も含めてどういう考え方をするのか。左側の大地震に伴う学識者が言われていることも市町村長が言われていることも私が言ったこともこれ同じことなんですよ。それに対して、なんか今のご返答ですと、なんか全然ちぐはぐなご返答ではないかなと思います。もう一度ご返答お願いしたいと思います。具体的な案。どういうことをされるのか。「早急に」となってますんで、あんまり当てずっぽうなことは言ってもらったら困るのではないかなと思うんですけど。いつ地震が来るか分からん。津波の心配はすごくしていますよね。この時期に「早急に」ということは、津波対策と同じような緊急性をもってお話されていると僕は思ったんですけど、どうも違うような感じがするんですけど、どうでしょう。

○事務局（国交省） 「早急な対策」というところですが、具体的なハード対策というのは現在考えておりません。実際に起こったときに素早く対応するための努力を今していかなければならないと考えております。現時点では、ハードな整備をどこに・いつ実施するかということまで具体的な計画はできておりませんので、今回の整備計画には記載に至っておりません。

○質問者 4 やられるということはあるわけですか？まるっきりやらないという今のご返事ですか？ハード的には。

○事務局（国交省） そうですね、まず、どこで起こるかということが明確に分かれないと、どこにハード整備をしていいのかということが具体的に決まっていきませんので、まずそういった諸調査等を行っていく必要があるかと考えております。

○質問者 4 そういうことで、調査は行っていただくということで、恐れがあれば対策は講じていただけるというような判断でよろしいでしょうか？

○事務局（国交省） 危険な箇所の抽出が難しいことも考えられますので、まずできることからということで、防災訓練等のソフト対策の充実を図っていければと考えております。

○質問者 4 越知町のあれはこっちのほうの北のほうになるんですかね、仁淀川の越知町の下流のほうなんですけど、そこでもう地震のときに 300 年前に崩れ落ちて閉塞ダムができたという実態が東大の先生と高知県の河川課管理課長と何年か前に研究して、崩れた実態が分かっていると。それで、聞いたところによると、国交省のほうでも、舞ヶ鼻というところなんですけど、そこで土砂崩れが起きたら何百万 m³ の土砂崩れが起きて、何十日間ぐらいでその土砂を撤去できるとかいう何かそういうのをちらっとお聞きしたんですが。

○事務局（高知県） よろしいですか？

高知県からお話をさせていただきます。

越知町の発電所の放水口のちょっと下のほうの、崩落部は十分我々も存じております。さっき高知河川国道の説明と重なるかもしれませんが、南海地震対策を高知県としても進めているのですが、土砂ダムですとか天然ダムというのが絶対起こらないとは誰も言いませんし、県下あらゆる所で起こる危険性は十分にあると。それは行政サイドでは認識しております。ただし、確実にここで起こるから事前の対策をつくっておくことが何よりも大切だということまで言えるところも逆にいうとございません。ですから、現時点で行政として限られた人・物・金を有効にみんなのために使っていく上では、実際に起こったときに実被害につながらないような早期の早急な現場対応ですとか連携対応ですとか、そういったソフト面のことを事前に有効に構築しておきましょうというのが現在の南海対策上の考え方でございます。

○質問者4 先程、柳瀬川の改修の断面の合流地点から 1.5 km上流の断面の話がございましたが、第1回のときも、1.5 km上流の柳瀬川の堤防の高さは、エレベーションいくらかとお聞きしたと思いますが、返答は 54.5m やったと思いますが、どうでしょうか？平成16年と17年の洪水のときには、その我々の住んでいるところの水位というのが61mになっているということも前にお話したと思いますが、この柳瀬川の改修の断面というのは、柳瀬川の洪水に対しての10年か何年かに一度の水量で設計されたということなんですけど、柳瀬川の洪水については、今年の4月にも氾濫しまして、水田がかなり水没しました。それで、堤防も2、3カ所、かなり被害を受けています。これ、柳瀬川だけが水が出たときで、仁淀川の水がほとんど出てなかったんですよ。で、柳瀬川の改修というのは早急にやってもらわないと、柳瀬川の水は対応できないんですが、仁淀川の中流域の洪水位というのは、何らかの形の対応を取っていただかないと、柳瀬川の改修工事をやった堤防より5、6m水位が上がると。大渡ダムの貯水量、それ以上の水の洪水時の調整を越知町と佐川町の柳瀬川の合流地点、その前後で洪水調整をしとるんですよ、現実問題として。だから、今、現実問題の話をしてくださいと言いましたんで、現実問題の話をするんですけど、大規模地震で崩れたところの流れが急峻なところが狭くて、そこから上がせき止められた状態で、いつも水位が上がってるんですよ。ですから、今、地震の話を出して予算を取って、そこに導水路を抜いてくれりゃあ、多少でもその水位が低くなるんじゃないですかということを実は言いたかったんですよ。そういうお国から予算をもらってきやすいんじゃないんですかと。そうすれば、我々が毎年被害にあっている16年、17年の水位がたとえ1mでも2mでも低ければ県道が通れるかもわかりません。そうしたら、通常2m、3mの水位が上がってくるやつが1m以内に抑えられるかもわかりません。だったら、年3回も4回も漬かるところが1回で済むかもわかりませんし、絶対洪水位が低くなってくれると思うんですよ。だから、我々としては、完全にもうないようにしてくれとは下流のこともありますからよう言いませんけど、精いっぱいのことをお願いしているんですよ。何百年も毎年毎年水没

して、みんな我慢しているんですよ。それで、お話しても、また記述だけされて、実態把握してからとかそういう話ばかりになる。もう地域の住民もみんなほんとうは諦めてるんですよ。こんなもん言うても無理やと。議員先生にも言うても無理や、何回も何回も言うけど、「考えます」「考えます」ばかりじゃないですかと。諦めの心境のほうが強いんですよ。そんなんじゃ地域の活性化なんか絶対できないですよ。口で言うのは簡単ですけど、地域活性化と。毎年2回も3回も水に漬かるようなところで農作物を休耕せずにつくれというても、なかなか無理な話なんですよ。ただ、我々貧乏人はみんなしがみついて生活していますが、先に見える希望を与えてほしいなと思います。

以上です。

○事務局（高知県） まず、柳瀬川の標高の話があったと思います。その標高の話ですが、修正素案の附図の36ページに柳瀬川の縦断図があります。で、先程、1.05付近と言いましたので、1.05付近でいいますと、上のほうにグラフがあると思います。計画堤防高と計画高水位と、左岸現況地盤高が▲印、右岸現況地盤高が△印でございます。高さでいいますと、計画高水位にほぼ同じぐらいなので、54から55mの標高（TP）になるということです。

それと、もう1点、柳瀬川の改修なんですけど、説明資料の15ページのほうで言いましたが、限られた予算を効果的に使うためにも、まずは柳瀬川の自己流の対応を図っていきましょうという位置付けにさせていただきます。限られた予算を効果的に使うためにも、柳瀬川は流下能力が低いので、この流下能力を改善していくと。それで浸水被害を軽減していくということでございます。

以上でございます。

○質問者4 それは理解してますんで、柳瀬川の改修はぜひ早期にやっていただきたいということです。

それとは別に、仁淀川の背水の問題が実際問題は61mありますよということをお話してるんですよ。仁淀川の水位が出てなかったら、今の柳瀬川を早期に改修していただいたら、柳瀬川の氾濫による水害はないということですから、それは早くやってもらいたい。

とはまた別の話で、仁淀川本川からの対応がそういうことを何とか、今、地震の話がいろいろ出てますんで、せめてこの中山間部に予算を持ってきてほしいということを私は言いたいんですよ。

○事務局（高知県） おっしゃっていること、多分、我々と発言の方と考えていることも知識もそんなに差はないというふうに認識しております。柳瀬川と合流点部分の水位との関係、氾濫の問題というのは非常に大きな問題です。それで、今回の仁淀川のこの整備計画というのは、当面30年間に現実的に出来る事ということをしつかりと決めていこうということです。確かに本川水位が上がったときのそのバックの影響というのはだいたい皆さんに共通認識としてございますが、治水対策を進めていく上でのステップを1つずつ踏んでいくということを進めることが大事でございますので、まずは、先日もご要望いただきましたが、中止に至った経緯もございますので、ぜひ今回、我々も努力して事業化に向け

て、再開に向けて頑張っておりますので、ぜひその第1ステップを確実に進められるように皆さんで協力して進めていきたいと思っております。

○事務局（国交省） 先程の大規模地震による河道閉塞に関わる訓練のお話でございますけど、大規模、そういった現象が起こった場合にどうなるかというのは我々も十分承知しております。ただ、そういった現象がいつ・どこで発生するかいうのもなかなか判らない面もございます、もし万が一発生したときに、極力被害が少なくなるにはどうすればいいかといった訓練を日ごろから県、市町村と連携しまして、訓練を積み重ねて、極力被害が少なくなるようなことも、ソフト面でそういったこともこの整備計画の中で考えていこうというようなことでこの整備計画には記載をさせていただいておりますので、そのあたりはどうかご理解よろしくお願ひしたいと思っております。

○司会 よろしいでしょうか？

○質問者4 よろしいものにも、そういう返答しかないんですから、もう我慢せえということでしょう。私は、もう具体的に何かハード面で何か全国的に盛り上がってるときに予算を取りやすいんじゃないかなと。そういうときにやらんと、またこれから何百年も子孫代々同じ目に遭わせて、ここで酒盛りして住んでくれよってなかなか言いづらいなというところもありますので、そういう整備を何とか、いつも仁淀川の調整池の役をさせるんじゃないしに、何か対策を講じてほしいなと、死ぬるまで私はずっと思い続けたいと思っております。死ぬるまでには今、何も対策ができませんよなんですけど、もしお気持ちがあるなら、私、まだあと20年生きれるかどうか分かりませんが、そこの中でそういう対策の話が出てきて、こうできるぜということがあったら、すんなり地獄でも天国でも行けるかなと。そういう期待を持ってるということで終わらせていただきます、私の質問。

すみませんでした。

○司会 ありがとうございます。

それでは、ほかの方でご意見やご質問ある方。

はい、マイクをご準備いたします。

○質問者3 ページでいえば44ページの日下川の内水氾濫への対応ですが、ここでは、新たに加わって「日下川浸水対策調整会議」というそこらで出てくるかもしれませんが、具体的にいえば、日下加茂地区というのはJRの土讃線が走っているんですね。ところが、このJR土讃線で1つ今、悩ましいのは、開渠の小さな支川はいいんですが、暗渠部分が非常に地盤の緩いところで、どんどんどんどん沈下していつているんですね。ところが、その沈下した暗渠をJRは全然元通り引き上げるじゃいうことは全くしません。逆に、上にどんどんどんどん碎石を積んで線路が下がるような対策はしますけども、暗渠を元へ引き上げてくるような対策は全く放置している。ですから、暗渠が暗渠として機能しない状況がもうあちこちに出てきておるんですね。そういう面で、内水氾濫のことを考える場合は、暗渠が機能をしなくなった部分を開渠部に皆、水を誘水するとか、あるいは、暗渠を元通り機能するような状態に復するとか、何らかの手を打っていただかないと、内水氾

濫の危惧は残るわけです。そういう面で、いずれこの調整会議なんかでも具体的に出てこようかと思うんですが、先日も、私、議会でこのことは指摘してありますので、そういった点で今後、含み置きいただきたいと。

○司会 事務局、はい、お願いいたします。

○事務局（高知県） この日下川浸水対策調整会議、県の河川課も入っておりますので、その調整会議の中で、先程話出ました J R の暗渠部分の沈下等の話があったという事もご報告したいと思います。

○質問者 4 はい、いいですか？

○司会 はい、マイクをご準備いたします。

お願いします。

○質問者 4 前回の市町村長の意見を聴く会を傍聴したんですけど、そのときに、仁淀川の洪水対策として国の管理の大渡ダムと県の管理の桐見ダムがあると。それで、現状では、それぞれが管理していて、連絡は取り合っていないという様なことをお聞きしたんですが、それで、そのときに、「今後は大渡ダムと桐見ダムで調整をし合って、下流側に洪水を起こさないように調整をするようにいたします」というようなご返答やったと思うんですけど、今、もう台風の時期ですが、すでにそういう調整をやられたりとか、大渡ダムと桐見ダムで話し合いをして現実にやられてるんでしょうか？

○司会 事務局、回答をお願いいたします。

○事務局（国交省） ご質問ありがとうございます。

前回もお話を頂いた件でございますけども、大渡ダム管理所です。

現在、洪水調節に対しましては、放流を開始する時点で、下流の関係市町村、県等々にこういった放流をいたしますという連絡を先にさせていただいて、それから放流を開始し、だんだん水が増えてくる中で、決められた量になりますと、その量をまた情報という形で皆さんにご連絡をするという様なことをいたしております。そういった中で、桐見との関係になりますけれども、桐見に対しても県を通してそういった情報がいくということになります。それで、今、言われるように、下流で氾濫等がなくなるように両方で相談をして操作ルール等を変更して貰いたいことだろうというふうにも今、思っておるわけなんですけれども、ここの部分につきましては、今、大渡ダムであれば、計画当初でいきますと、60年に一度発生するであろう洪水に対しての洪水調節ルールというのが定められております。その量といたしましては、大渡ダムでは毎秒 6,000m³の水が入り込んでくるということを考えた中で、洪水調節容量等も構えておりますし、その量に収まるように洪水調節ルールというのでも決められております。それに基づいてやっていくということでございます。

それで、先程、平成 16 年、17 年の洪水のお話もありましたけれども、そのときの最大のダム地点での流入量というのは約毎秒 4,700m³でございました。計画でいくと毎秒 6,000m³でございますので、まだまだ大きい量になります。そういったものを目標に洪水調節をしておりますので、ダムの洪水調節というのは、一番ピークになったところのそのピークの

一部分をため込んで、小さい量にして放流するというところでございますので、それはその洪水の途中でそのルールを変えて下流の状況を見ながらルールをその都度変えながらやっていくというのは、現在の気象の予測、流出予測等を考える中では、まだ技術的には難しいというか、できないということです。ダムを状況を下流の方にお知らせをして、その中で、最悪の場合は避難をしていただくとか、そういった情報提供のためにも、いろいろな情報を発信しておるということでございます。

○質問者4　じゃあ、あのときの返答と違って、それぞれでやっとならということですね？

○事務局（国交省）　そうですね。それぞれというのが適切かどうかは分かりませんが、今、守るべきところというのは、桐見ダムに対しては、坂折川の仁淀川へ合流するまでの間の部分の水位を低減するための洪水調節をされておるというふうに思っております。それは、仁淀川に効かないわけではありませんけれども、仁淀川の水はあまりに大きくて、桐見で調節する量というのは（仁淀川治水基準点伊野に対して）10m³/s 単位の話だろうと思いますので、それが仁淀川でどれだけの水位になるかという、それは非常に小さい話になります。ですから、仁淀川の洪水調節に対しては大渡ダムでやるしかないということでございます。

○質問者4　市町村長に対してはそういう返答されてませんでしたよね？両方で調整して洪水を起こさないようにしますということであの会を締めくくったんじゃないかなと思うんですけど、私はそういうふうに理解しましたが、今お聞きすると、全然違うなと思ったんですけど。

○事務局（国交省）　その場ではそういうふうに聞こえたかもわかりませんが、流域の市町村長さんには、毎年、洪水調節ルールの説明とかそういったものはしてきております。先日も、仁淀川の改修期成同盟会というのがございまして、その場でも大渡ダムの調節の方法等については周知をいたしました。また、昨年、九州北部豪雨がございまして、そのときに、九州にあるダムで、適切な洪水調節はしておったんですけども、やはり下流で被害が起きると、ダムが悪さをしたのではないかなという様なことが懸念されるというようなことが新聞報道をされて、そのときに、全国一斉に国土交通省所管のダムについては、下流の市町村長さんのほうへ説明をするようにということで、その際も、7市町村長さんへ説明をいたしました。そういった中で、ダムの操作等については、十分にご説明をし、ご理解をいただいております。

○質問者4　毎年洪水で水没していますんで、ダムの調整でぜひとも水没がないような調整をお願いしたいと思います。

○事務局（国交省）　はい、今、ダムが万能かということ、まだまだ能力的にも低いところがございます。現在の仁淀川の上流区間の治水についての整備ということでいきますと、川の堤防の整備とダムの整備という両方で治水は成り立つわけなんですけれども、ダムのことだけで取って見ると、ダムについては、60年に一度発生するであろうという洪水に対してのダムの部分が整備できたというだけで、まだ堤防の整備ができてないということ

ございます。その両者ができて初めて大渡ダムが計画されたときの1/60の計画が成り立っていきわけなんです、まだそこまでは至ってないということでございます。現在、平成20年の3月に通りました基本方針というのは、100年に一度の洪水というのを目途に長期計画はなされております。その中を、段階的に進めていくという中の今後30年の部分について今、計画を立てて皆さんにご説明をし、その30年間の計画についてのご意見を頂いておるといのが現在の状況でございますので、まだまだ状況としては満足するような状況ではないかと思っておりますが、少しでも治水安全度が上がるように河川管理者としては頑張っていきたいと考えておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○質問者4 よろしくお願いたします。

○司会 ほかの方、ほかにご意見、ご質問等々ございせんでしょうか？このような機会を設けさせていただいております、ご質問・ご意見ございましたら、どうぞおっしゃってください。よろしくお願いいたします。

はい、マイクのご準備いたします。

○質問者3 このニュースレターを配ってきていただいたのは、発行が12日ですけど、実際は届いたのはもうちょっと後やったと思うんですね。で、ようよう見よったら、この★印、ここへ来たら資料がもらえると。ほかのところは閲覧しかできないと。せめて関係市町村の役場ぐらいでは資料が配布できる、★印の数は増やせれんやろかという感を抱きましたけど。

○司会 はい、それでは、事務局、回答をお願いいたします。

○事務局（国交省） 高知河川国道事務所です。

先程おっしゃられましたのは、このニュースレターの表紙のところに書いております関係官公署の資料の閲覧場所の部分で、★印が書いた場所でないとその資料が受け取れないのはどうかというお話でよろしいでしょうか？

資料のほうは、ここに書いております役場等でも閲覧することは可能ですが、部数に限りがあって、現在のところ、配布までに至ってないところ。数部はこの役場に置いて配布することは可能だと思いますので、ちょっと調整させてください。また部数がない場合は、役場へ言っていただいたら補充できるような体制も整えていければと考えておりますので、もうしばらくお待ちいただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○司会 はい、マイクご準備いたします。

よろしくお願いいたします。

○質問者2 再び佐川町の●でございますが。

今回、第2回の仁淀川流域住民の意見を聴く会ということで、県のほうから、また、国のほうから皆さま出てきていただきまして、ちょっと出席者の数がいつも少ないように思いますんで、何とかこの広報の方法をお考えいただいて、もう少し地域の住民がこの問題について関心を持って出席できるような方法。今回、私は新聞が読売新聞でございまして、高知新聞に入って配布されてはございますが、私が知りましたのは2日前でございまして、

全然この聴く会が開かれることも知りませんで、ちょっと広報の方法を何か考えて、多くの方が出席していただくような方法をお考えいただければというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

○司会 はい、ありがとうございます。

では、事務局、回答をお願いいたします。

○事務局（国交省） はい。

広報のお話ですが、高知新聞に掲載とこのニュースレターを折り込みさせていただいてご案内したところですが、前回と違う取り組みとしまして、自治体にご協力いただいて防災無線等を使って流域の皆様にご案内するというお知らせをしていただいたところですが、先程のお話にもありますように、次回開催する機会等あれば検討をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○司会 ほかにご質問、ご意見等々ございませんでしょうか？

はい、マイクをご準備いたします。

○質問者4 高知新聞で見たんですけど、県と国交省の四国地方整備局の県内のインフラ整備について意見交換を25日にされたって高知新聞には出とったんですけど、県から地震対策として高速道路の話が大きく尾崎知事からいろいろ要望が出とったと思うんですけど、県からも海岸と河川の地震対策の推進とか港湾の災害対応協力強化とか早明浦ダムの再編事業の早期実施とかいうことを求めたって新聞には出てるんですけど、河川関係で地震の話というのはどんな話を県から国に要望がされたんでしょうか？

○事務局（高知県） 県と国、四国地方整備局長との事業調整会議というのに私も傍聴しております、河川に関しましては、まず県下で最大の懸案事項である浦土湾内、高知市ですね、あれの長期浸水対策、ゼロメートル地帯も多いところで、土質も非常に50m、60mも粘土があったりするところもありますので、その耐震化といいますか、液状化対策には非常に膨大なお金がかかります。それに対して事業促進の予算的配慮を県民1人当たりでいいますと全国トップの予算を頂いておることのお礼と、重ねて今後も加速化していくための予算の重点配分をお願いということが主な内容でございました。

○司会 ほかに、ご質問・ご意見ございませんでしょうか？

はい、マイクをご準備いたします。

○質問者1 最後になりましたけれども、今日出されましたそれぞれの意見、特に大渡ダムの問題、それから、地震対策の問題、それらも関連をしておりますが、柳瀬川の改修をただけではなかなか水害の軽減というものが非常に難しいわけでありまして、やはり導水トンネルを1つ抜いてもらうことを提案しておきたいと思っております。それをしないと、仁淀川の中流域の越知町そして佐川町の下流域は調整池になっておりますので、これを解消をしていただくことがまず先決でございますので、よろしく願いいたします。

○事務局（高知県） 高知県からお答えします。

複雑な洪水形態ですので、長期的に見ればそういう対策も当然視野に入れておかなくて

はならないことだと認識しておりますが、当面、先程お答えしたとおり、まず第1ステップの治水を優先することを全力で、河川との関わりというのは非常に長いスパンで取り組んでいかなければならないという覚悟を持って我々も取り組んでいきたいと思っております。

○司会 ほか、ご質問・ご意見ございませんでしょうか？ございませんでしょうか？

はい、それでは、定刻になりました。それでは、事務局のほうからご説明がございます。

○事務局（国交省） 高知河川国道事務所です。

今日、いろいろな意見が出ましたが、まだまだ意見がこの場では言えない部分ももしあれば、ニュースレターの中にはがきが付いておりますので、8月の16日までにこれに記入していただいて、提出のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

本日、この場で頂きましたご意見等々につきましては、十分に検討をいたしまして、今後の仁淀川水系河川整備計画のほうにできる限り反映させて頂きたいと思っております。

事務局のほうからは以上でございます。

4. 閉 会

○司会 本日は、長時間にわたりまして誠にありがとうございます。

定刻になりました。以上をもちまして、第2回仁淀川流域住民の意見を聴く会【佐川町会場】を閉会いたします。

なお、追加のご質問、ご意見等がございましたら、本会場の後方に準備しております意見回収箱に17時10分ごろを目安にご投函いただきますよう、また、後日、ニュースレターにありますはがきをご利用いただきまして投稿していただきますようよろしくお願ひいたします。

本日は、誠にありがとうございました。